

3 激甚災害指定、災害救助法適用の状況

(1) 激甚災害の指定状況（内閣府防災担当）

ア 激甚災害指定

- ① 令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害
(令和2年8月28日政令第250号)

イ 局地激甚災害指定（県内）

令和二年九月三日から同月七日までの間の暴風雨による災害
対象地区：新宮町

※ ア、イとも内閣府防災担当によるものであるため、必ずしも本県における災害の名称、発生期間と一致するとは限らない。

激甚災害（本激）と局地激甚災害（特定地域に係る激甚災害）（いわゆる局激）の違い

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位で災害を指定します。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限って特例措置が適用されます。

(2) 災害救助法の適用（内閣府防災担当）

「令和2年7月3日からの大雨による災害」（令和2年7月豪雨）
大牟田市、八女市、みやま市、久留米市